

第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画

(計画期間：令和5年度～令和8年度)

令和5年3月
岩手県

目 次

はじめに

1 行動計画策定の趣旨	1
2 行動計画の位置づけ	2
3 行動計画の計画期間	2
4 行動計画の構成	3
5 行動計画の推進	5

木材利用を取り巻く現状と課題

1 本県における木材需給の現状	6
2 本県における県産木材等の利用促進に向けた取組	7
3 これまでの取組成果と課題	8
4 国の動き	9

取組の方向と具体的な施策

I 県産木材等の利用の促進に関する施策	10
県産木材等の利用の促進に関する指標	17
II 県産木材等の適切な供給の確保に関する施策	18
県産木材等の適切な供給の確保に関する指標	21
III 人材の確保・育成、普及啓発等に関する施策	22
人材の確保・育成、普及啓発等に関する指標	27
参考資料　用語解説	28

はじめに

1 行動計画策定の趣旨

県土の約8割を占める本県の豊かな森林資源を木材として様々な用途に有効利用していくことは、地域の林業及び木材産業の振興や経済の活性化につながるとともに、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環を産み出し、適切な森林整備による二酸化炭素吸収や木材利用による炭素貯蔵を通じて地球温暖化の防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成にもつながるものです。

本県では、平成31年3月に議員提案により制定された「岩手県県産木材等利用促進条例」（以下「条例」という。）の規定に基づき、令和2年3月に、県産木材等の利用促進に関する基本的な目標等を定めた「岩手県県産木材等利用促進基本計画」（計画期間：令和元年度～令和10年度。以下「基本計画」という。）を策定しました。

また、基本計画の策定に併せ、基本計画の実効性を確保するため、具体的に取り組むべき施策を定めた「岩手県県産木材等利用促進行動計画」（計画期間：令和元年度～令和4年度。以下「行動計画」という。）を策定し、行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が一体となって、県産木材等の利用促進に関する取組を進めてきました。

こうした中、前行動計画の計画期間内においては、令和3年10月に、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）が施行され、木材利用を促進する対象が、公共建築物から、民間建築物を含む建築物全体に拡大されるなど、建築物等における木材利用の一層の促進が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による木材需要の減少や、その後のウッドショック等を契機とした国産材需要の高まりなど、木材利用を取り巻く情勢は大きく変化しています。

第2期行動計画は、これまでの取組や情勢の変化を踏まえ、持続可能な脱炭素社会の形成に向けて、国産材需要の高まりを捉えた県産木材等の利用拡大と更なる安定供給体制の構築を基本的な考え方とし、令和5年度以降の具体的な施策を定めるものです。

2 計画の位置づけ

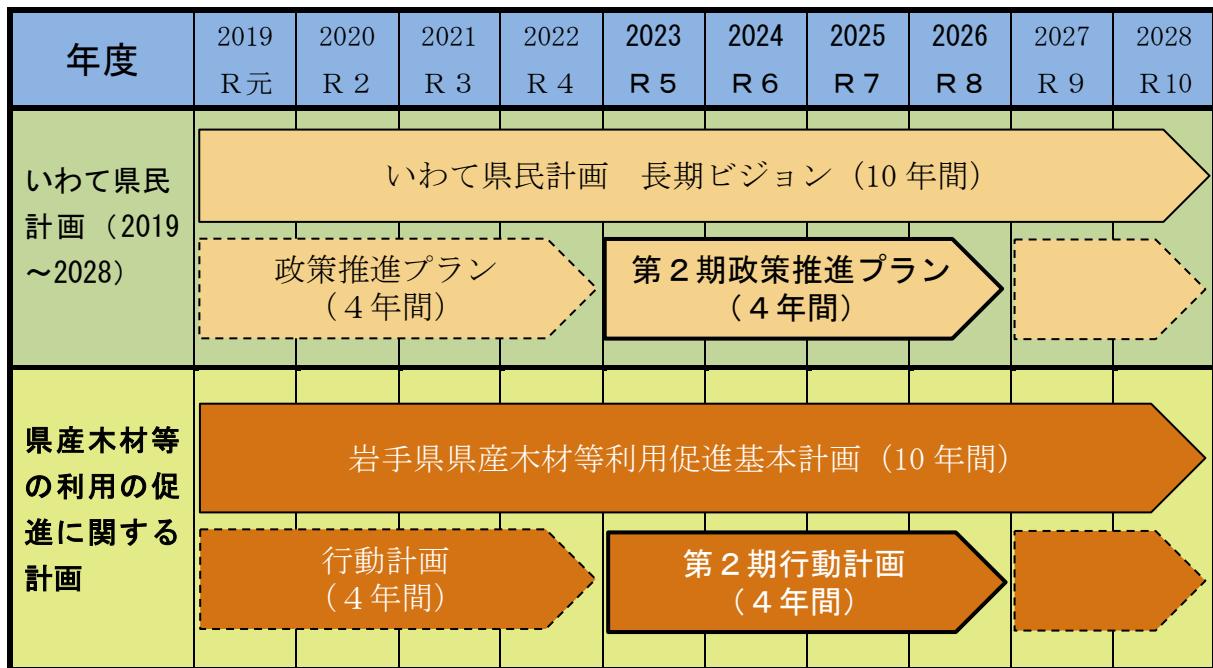
本行動計画は、基本計画の実効性を確保するための具体的な施策を定めるものであるとともに、法第 11 条に規定する都道府県方針としての位置づけを有するものです。

また、本行動計画は、いわて県民計画（2019～2028）の第 2 期アクションプラン「政策推進プラン」における県産木材等の利用促進に関する基本方向や具体的な推進方策等と一体的に推進していくものです。

3 行動計画の計画期間

令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間の計画とします。

図-1 「いわて県民計画（2019～2028）」と「基本計画」、「行動計画」との関係



4 行動計画の構成

行動計画は、基本計画で定める木材利用の促進に関する「基本的な施策」として、次のⅠからⅢまでの3つの分野におけるそれぞれの基本的事項に応じた15の「基本方向」ごとに具体的な施策を示しています。

基本的な施策

I 県産木材等の利用の促進

1 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物における県産木材等の利用の促進

基本方向①

- ア 木造住宅における県産木材等の利用割合を高める取組を進めます。
- イ 公共建築物のほか、非木造建築が主流であった民間商業施設等中大規模建築物の木造化・木質化を進めます。
- ウ 住宅等の内装、調度品や土木施設などの分野において県産木材等の利用を進めます。

2 建築物等の工事における県産木材等の利用の促進

基本方向②

公共建築物、木造住宅、民間商業施設、マンション等建築物等の建築工事又は土木工事の工事資材において、県産木材等の利用を進めます。

3 エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用

基本方向③

用途に応じた木材利用を基本とし、未利用の間伐材や製材端材などを木質バイオマスエネルギーとして有効利用することを進めます。

4 県産木材等のブランド化や県産木材等の認証制度の普及

基本方向④

- ア 消費者から信頼・支持されるブランド形成に向けた取組を進めます。
- イ 岩手県産であることを明らかにする産地認証制度の普及を進めます。

5 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発

基本方向⑤

県産木材等の需要創出につながる木材の新用途開発や実効性の高い加工・乾燥技術等の研究開発を進めます。

6 県産木材等の国内外への販路拡大

基本方向⑥

消費地を開拓して県産木材等の新たな需要を掘り起こすため、国内外を視野に入れた販路拡大を進めます。

7 県の建築物等における県産木材等の率先利用

基本方向⑦

県が自ら整備する建築物等において、木造化に積極的に取り組み、県産木材等の需要喚起を進めます。

II 県産木材等の適切な供給の確保

1 森林資源の循環利用を図るための森林の整備促進

基本方向⑧

森林資源の循環利用につながる、再造林や間伐などを計画的に行い、適切な森林の整備を進めます。

2 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備や森林施業の効率化の促進

基本方向⑨

林道・森林作業道等の整備、木材を効率的に生産する高性能林業機械の導入などの生産基盤の整備や、分散している小規模森林の施業を集約して生産性や効率性の向上に向けた取組を進めます。

3 県産木材等の流通及び加工の体制整備の促進

基本方向⑩

市場の多様なニーズに応じた高い競争力を備えた県産木材等を円滑に供給するための流通・加工体制の整備を進めます。

III 人材の確保・育成、普及啓発等

1 林業及び木材産業を担う人材の確保・育成

基本方向⑪

林業及び木材産業の振興に資する、高い技術力を有する伐採や路網開設等の現場技能者等の幅広い人材育成の取組を進めます。

2 県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等の確保・育成

基本方向⑫

中大規模建築物の木造化・木質化に携わる設計者や建築関係事業者など設計・施工に携わる関係者を対象に、県産木材等に係る知識の習得、木造建築技術の継承・向上、人材の育成等の取組を進めます。

3 県産木材等に関する情報の発信など県産木材等の利用の促進に関する普及啓発

基本方向⑬

木材の良さや木の文化を気軽に学べる機会の創出や県産木材等の良さを知ってもらうための情報の発信など普及啓発を進めます。

4 児童又は生徒の森林、林業及び県産木材等についての理解醸成の促進

基本方向⑭

児童又は生徒を対象に、森林や林業への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ普及啓発を進めます。

5 県産木材等利用推進月間の設定

基本方向⑮

県民に広く県産木材等についての関心と理解を深め、利用への意欲の向上を図るため、県産木材等利用推進月間を10月と定め、県産木材等の利用促進につながるイベント等を展開していきます。

5 行動計画の推進

(1) 多様な主体との協働による行動計画の推進

行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が協働し、一体となって県産木材等の幅広い利用を進めるため、県は、市町村、関係団体等と連携を図りながら、本行動計画に掲げる、県産木材等の利用の促進や適切な供給の確保、人材の確保・育成、普及啓発等の施策を着実に推進します。

(各主体の役割)

- ① 県及び市町村は、自ら率先して県産木材等の利用を推進するとともに、全ての関係者が主体的に行動し、連携して県産木材等の利用や供給の確保に取り組めるよう必要な支援を行います。
- ② 森林所有者は、県産木材の供給のため、所有する森林の適切な整備及び管理、保全を行います。
- ③ 林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者は、自らの事業活動を通じて、県産木材等の利用促進が図られるよう主体的な取組を行います。
- ④ 県民及び事業者は、自らの活動において、県産木材等の積極的な利用に努めます。

(2) 行動計画の進捗管理と施策の実施状況の公表

本行動計画に基づく県産木材等の利用の促進に関する施策の実施状況については、県や市町村、林業、建築、商工等の関係団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」に報告し、課題や取組方向について幅広く意見を伺うとともに、施策の実施状況について、毎年度、県ホームページを通じて公表します。

また、本行動計画の期間に実施する取組については、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

木材利用を取り巻く現状と課題

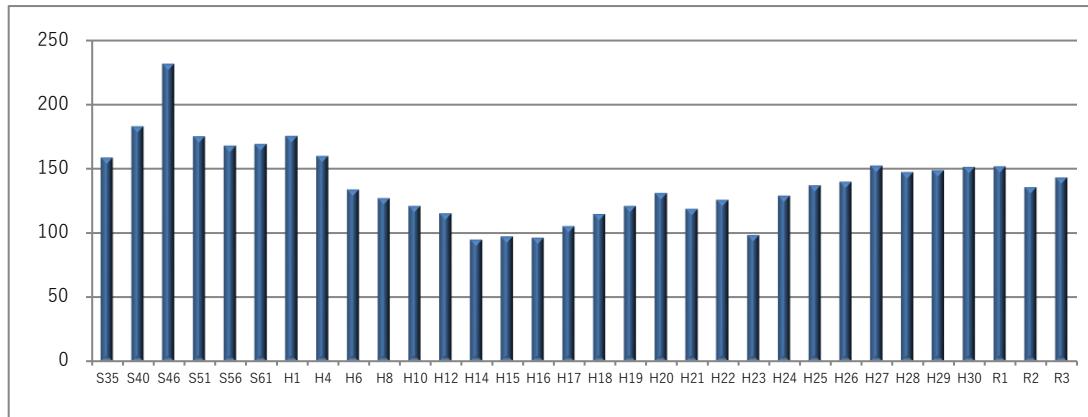
1 本県における木材需給の現状

(1) 木材の供給について

- ・ 本県の素材生産量は、東日本大震災津波以降、被災工場の復旧等による需要回復や高性能林業機械の導入等により、素材生産体制が強化され、平成 27 年には、平成 4 年以来の 150 万 m³台となるまで回復しました。
その後も同水準で推移し、令和元年は 152 万 m³と、震災前（126 万 m³）を約 2 割上回る水準となりました。
- ・ 令和 2 年は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国からの住宅設備機器の部品の供給が停滞したことにより全国的に住宅着工に遅れが生じ、木材の需要が減少したため、素材生産量は 136 万 m³（前年比 89.2%）と減少しました。
- ・ 令和 3 年は、北米での住宅着工戸数の増加や海上輸送運賃の上昇等に伴う、世界的な木材不足と価格高騰（いわゆるウッドショック）により、国産材の需要が高まったことから、素材生産量は、143 万 m³（前年比 105.6%）まで回復しています。

図-2 岩手県の素材生産量の推移

単位：万 m³



（出典：農林水産省 木材統計）

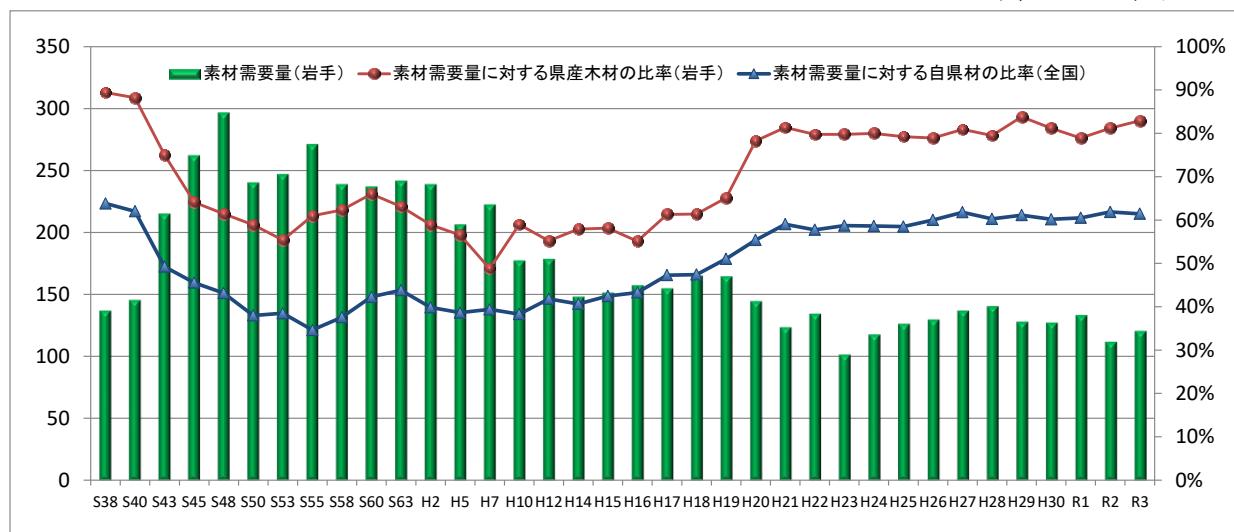
(2) 木材の需要について

- ・ 本県の素材需要量は、平成 23 年以降、復興需要などにより 5 年連続で増加し、平成 27 年には、震災前の水準を超える 137 万 m³まで回復し、令和元年は、133 万 m³となりました。

- 令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により木材の需要が減少し、一部の木材加工施設において原木の受入れを制限したことから、素材需要量は、112万m³（前年比83.9%）と減少しました。
- 令和3年は、ウッドショック等により国産材の需要が高まったことから、120万m³（前年比107.8%）まで回復しています。
- また、素材需要量に対する県産木材の比率は、県内の合板工場において外国産材から国産木材への転換が進んだことにより、平成19年から増加しており、近年、全国の素材需要量に対する自県材の比率が約6割で推移する中、約8割の水準で推移しています。

図-3 岩手県の素材需要量と素材需要量に対する県産木材の比率（岩手県・全国）の推移

単位：万m³、%



(出典：農林水産省 木材統計)

2 本県における県産木材等の利用促進に向けた取組

- 本県では、官民一体となって県産木材等の利用を促進するため、令和2年7月に、県や市町村、関係団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」（会長：知事）を設置し、令和2年9月には、県産木材利用の機運醸成に向け、「いわて木づかい宣言」を発表しました。
- 令和4年2月には、県産木材等の利用促進に向けた施策を一層推進するため、「いわて県産木材等利用推進本部」（本部長：知事）を設置し、公共施設・公共工事における木材の率先利用や、住宅や民間商業施設等での県産木材の利用促進、児童・生徒に対する県産木材の利用に関する理解醸成等に全庁を挙げて取り組んでいます。

3 これまでの取組成果と課題

(1) 県産木材等の利用の促進

(取組成果)

- ・ 素材需要量に対する県産木材の比率が8割を超えるなど、県内の木材加工施設において県産木材が積極的に利用されているほか、県や市町村における県産木材の率先利用により、都道府県別の公共建築物の木造率は、令和元年度及び令和2年度において本県が全国第1位となりました。

(課題)

- ・ 世界的な木材の供給不足や価格高騰を契機として国産材需要が高まっていることから、住宅等における県産木材の一層の利用促進に取り組む必要があります。また、将来の住宅着工戸数の減少が予測されており、木材需要の縮小が見込まれることから、住宅以外の建築物における県産木材の利用拡大に取り組む必要があります。

(2) 県産木材等の適切な供給の確保

(取組成果)

- ・ 国産材需要の高まりを捉え、県産木材の安定供給に向け、高性能林業機械の導入や生産性の高い木材加工施設の整備が進んでいます。
- ・ 森林施業の集約化や伐採から再造林までの一貫作業等の取組により、再造林面積は着実に増加しています。

(課題)

- ・ ウッドショック等の影響により、木材の需給動向は大きく変化しており、木材需要の急激な変化に、柔軟かつ機動的に対応できる木材の供給体制の構築が必要です。
- ・ 将来にわたり森林資源の循環利用を促進していくためには、伐採跡地への植栽や路網整備などが必要です。

(3) 人材の確保・育成、普及啓発等

(取組成果)

- ・ 林業生産活動の効率化や経営力向上の取組などにより、意欲と能力のある林業経営体の育成が進むとともに、いわて林業アカデミーの運営等により、新規就業

者の確保が着実に進んでいます。

- ・ 10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に、県内各地で木材利用に関するイベント等が開催されるとともに、公共施設や森林公園等において木製品や木製遊具等の導入が進むなど、県民が県産木材の良さに触れる機会が増加しています。

(課題)

- ・ 林業従事者数が減少傾向にあることから、次代を担う新規就業者の確保・育成に引き続き取り組む必要があります。
- ・ 森林が有する多面的機能への理解醸成や県産木材の利用促進に向け、本県の豊富で多様な森林資源の魅力に関する情報発信など、県産木材の普及啓発に引き続き取り組む必要があります。

4 国の動き

平成22年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」制定以降、低層の公共建築物を中心に木造化が図られ、令和2年度には、新しく整備される低層の公共建築物の約3割が木造となっています。

一方で、住宅以外の民間建築物や中高層建築物の木造率は、依然として低い状況となっており、木質耐火部材等に関する技術開発や木材の利用を制限する建築基準の見直しなど、中高層建築物等における木材の利用環境の整備が進められています。

こうしたことを背景として、国は、建築物における木材の利用を一層促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を改正して、令和3年10月に、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行し、木材利用促進の対象を、公共建築物から民間建築物を含む建築物全体に拡大するとともに、農林水産大臣を本部長とする木材利用促進本部を設置し、全省庁が連携して、建築物での木材利用の促進に関する施策を推進しています。

《第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画の基本的な考え方》

これまでの取組成果や課題、国の動きを踏まえ、第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画の基本的な考え方を以下のとおりとし、市町村や関係団体等と連携して、具体的な施策を推進します。

持続可能な脱炭素社会の形成に向けて、国産材需要の高まりを捉えた
県産木材等の利用拡大と更なる安定供給体制の構築

取組の方向と具体的な施策

I 県産木材等の利用の促進に関する施策

1 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物における県産木材等の利用の促進

【基本方向①】

- ア 木造住宅における県産木材等の利用割合を高める取組を進めます。
- イ 公共建築物のほか、非木造建築が主流であった民間商業施設等中大規模建築物の木造化・木質化を進めます。
- ウ 住宅等の内装、調度品や土木施設などの分野において県産木材等の利用を進めます。

【現状】

- ・ 本県の新築住宅の木造率は、82.6%（令和4年）と、全国（55.6%）を上回っていますが、将来的に新築住宅着工戸数の減少が見込まれています。
- ・ 県や市町村等は、公共施設等での木材利用に積極的に取り組んでおり、本県の公共建築物の木造率は、令和元年度、令和2年度と全国第1位となりました。
- ・ 木材利用への関心の高まりにより、商業施設等において県産木材を活用する動きが広がっています。
- ・ 県は、県産木材の積極的に利用する工務店等を「いわて森の棟梁」や「いわて木づかいサポートー」として登録しており、登録事業者は、建築主に対し、内装、調度品等への県産木材の活用を提案しています。

【課題】

- ・ 国産材需要の高まりを踏まえ、引き続き、住宅分野での県産木材の利用割合の向上に取り組む必要があります。
- ・ 民間事業者が建築する教育、医療、福祉施設等を含む公共建築物について、今後も木材利用を促進する必要があります。
- ・ 住宅以外の民間建築物の木造率は依然として低い状況にあり、民間分野における県産木材の一層の利用拡大を図る必要があります。

【今後の取組】

- ・ 県産木材を利用した住宅の優良事例の情報発信や、「いわて森の棟梁」の登録等の取組を通じて、住宅分野での県産木材の利用を促進するとともに、県産木材を活用するなど岩手らしさを兼ね備えた岩手型住宅の普及を図ります。
- ・ 県以外の主体が整備する公共建築物について、可能な限り県産木材が利用されるよう働きかけを行うなど、公共建築物における県産木材の利用を促進します。
- ・ 「木づかい宣言」事業者の登録や中大規模建築物の木造化・木質化に携わる建築士等の育成の取組等を一層推進し、商業施設等での県産木材の利用拡大に取り組みます。

- ・ 県産木材の利用を積極的に提案する「いわて森の棟梁」「いわて木づかいサポート一」の登録を通じて、住宅等における内装や調度品への県産木材の利用を促進します。



県産木材を利用した住宅



民間商業施設での県産木材の利用

2 建築物等の工事における県産木材等の利用の促進

【基本方向②】

公共建築物、木造住宅、民間商業施設、マンション等建築物等の建築工事又は土木工事の工事資材において、県産木材等の利用を進めます。

【現状】

- ・ 県の公共施設整備や公共工事において、型枠、矢板などを中心に、木材の利用に取り組んでいます。
- ・ 森林土木事業での木材利用に当たっては、県が定める「木材・木製品適用基準」(設計マニュアル)により、木製構造物の工法選定や設計の統一化を行っています。

【課題】

- ・ 引き続き、県の公共施設整備や公共工事の工事資材に、木材を積極的に利用する必要があります。
- ・ 土木・建築工事を行う事業者に対し、工事資材としての木材利用の働きかけを行っていく必要があります。

【今後の取組】

- ・ 「いわて県産木材等利用推進本部」等を通じて「木材・木製品適用基準」について情報共有を図るとともに、木製残存型枠や矢板、杭など公共工事等における木材を活用した工事資材の率先利用を推進します。
- ・ 土木・建築工事を行う事業者が県産木材を利用した場合、工事成績の地域貢献項目において評価することにより、事業者の自発的な木材利用を促進します。



治山工事における木材利用
(木製残存型枠)



土木工事における木材利用
(矢板)

3 エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用

【基本方向③】

用途に応じた木材利用を基本とし、未利用の間伐材や製材端材などを木質バイオマスエネルギーとして有効利用することを進めます。

【現状】

- 県内での木質バイオマス利用機器の累積導入台数（令和3年度末）は、ペレットストーブ2,106台、ペレットボイラー64台、チップボイラー63台となっています。

木質バイオマス利用機器の導入台数の推移 (単位：台)

種類 \ 年度	～H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
ペレットストーブ	1,942	53	50	25	11	25	2,106
ペレットボイラー	63	1	0	0	0	0	64
チップボイラー	51	4	2	3	1	2	63

(林業振興課調べ)

- 県では、木質バイオマス利用に関する専門家を「木質バイオマスコーディネーター」として委嘱し、チップボイラー等の木質バイオマス利用機器の導入を検討している事業者等に対し、技術的な指導や助言を行っています。

【課題】

- 未利用間伐材等の有効利用に向け、温水等を通年利用する公共施設や産業分野等において、木質バイオマスエネルギーの利用の促進を図る必要があります。
- 集落や市町村レベルの小規模な木質バイオマスエネルギー利用を促進するため、森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築や、エネルギー効率の高い「熱電併給システム」の普及を進める必要があります。

【今後の取組】

- 「木質バイオマスコーディネーター」の派遣等を通じ、公共施設や産業分野等への木質バイオマス利用機器の導入を促進します。
- フォーラムの開催等により、「地域内エコシステム」の構築に向けた取組を促進するとともに、木質バイオマスを熱や電気エネルギーとして利用する「熱電併給システム」の普及に取り組みます。



熱電併給システムに関する
現地研修会



木質バイオマスコーディネーター
による指導

4 県産木材等のブランド化や県産木材等の認証制度の普及

【基本方向④】

ア 消費者から信頼・支持されるブランド形成に向けた取組を進めます。

イ 岩手県産であることを明らかにする産地認証制度の普及を進めます。

【現状】

- ・ 県内では、葛巻町周辺のカラマツの「岩手くすまき高原カラマツ」や、久慈地方の「南部赤松」「南部琥珀松」等が商標登録されており、また、気仙地方の「気仙杉」のように、地域名を冠して需要拡大を図るなど、各地域において地域材の評価向上や利用拡大に取り組んでいます。
- ・ 県内の林業関係団体と県で構成する「いわて森林認証・ラベリング普及促進協議会」が設置され、森林認証制度の普及に取り組んでいます。
- ・ 県内外の素材生産事業者や製材業者、工務店、流通業者等で構成する「岩手県産材認証推進協議会」が、県産木材の生産・加工の履歴を確認できる産地証明制度の認知度向上に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 県産木材のブランド形成に向け、引き続き、県と関係団体等が連携して、県内各地域の豊富で多様な県産木材の認知度向上に取り組む必要があります。
- ・ 森林認証制度やJAS（日本農林規格）の取得が進むよう、森林・林業関係者へ広く制度を周知していく必要があります。
- ・ 県産木材等の産地証明制度の認知度が向上するよう、広く制度をPRしていく必要があります。

【今後の取組】

- ・ 県と林業関係団体が連携し、県内外で県産木材のPR活動を行うなど、認知度向上と利用拡大を図る取組を進めます。
- ・ 品質・性能の確かな製材品等の供給に向けたJAS認証の取得や森林認証制度の普及を促進します。
- ・ 県産木材等の産地証明制度の認知度向上に向け、「岩手県産材認証推進協議会」と連携し、建築士や工務店等へのPRに取り組みます。



岩手くすまき高原カラマツの認証



県内外でのPR活動

5 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発

【基本方向⑤】

県産木材等の需要創出につながる木材の新用途開発や実効性の高い加工・乾燥技術等の研究開発を進めます。

【現状】

- ・ ウッドショックなど国際情勢の影響により、木材の需給動向が大きく変化しており、県内の林業事業体、木材加工事業体から、アカマツなどの県産木材の利用に関する要望が増加しています。
- ・ 岩手県林業技術センターでは、スギ、アカマツ大径材の集成材等への利用、広葉樹フローリングなどの乾燥に関する技術開発に取り組んでいます。
また、県内の木材加工事業体等に対し、JAS認証取得や横架材用アカマツ集成材の商品開発等の技術的支援に取り組みました。

【課題】

- ・ 県内の林業事業体、木材加工事業体の研究開発ニーズに応えるため、新たな木材需要を創出する製材品の性能向上など、木材産業の競争力強化につながる技術開発への支援を行う必要があります。

【今後の取組】

- ・ スギに次ぐ資源量を有する人工林アカマツが成熟し、利用期を迎えることから、強度試験等を実施し、集成材等への人工林アカマツ材の利用促進に取り組みます。
- ・ 外部資金を活用した共同研究や、国や市町村、民間企業等との連携による共同研究、木材加工事業体等からのニーズを踏まえた木材製品の製造コスト低減等の技術指導などを積極的に進めます。



広葉樹板材の乾燥に関する技術指導



県内企業で試作したアカマツ集成材の

強度試験

6 県産木材等の国内外への販路拡大

【基本方向⑥】

消費地を開拓して県産木材等の新たな需要を掘り起こすため、国内外を視野に入れた販路拡大を進めます。

【現状】

- ・ 本県の品質の高い木材は、寺社仏閣など文化財の修復や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村施設等に使用されるとともに、広葉樹の優良材は、家具やフローリング材等に利用されており、県内の林業関係団体が連携して、高品質なアカマツの梁材等や、広葉樹のフローリング材等を県内外に供給しています。
- ・ 木材の輸出については、中国等向けに行われているものの、実績は少ない状況です。

【課題】

- ・ 国産材需要の高まりを踏まえ、引き続き、関係団体と連携し、アカマツや広葉樹など本県の多様な木材製品の販路を拡大する取組を進めていく必要があります。
- ・ 住宅着工戸数の減少が見込まれる中、将来に向け、諸外国の木材ニーズ等についての情報収集等に取り組む必要があります。

【今後の取組】

- ・ 県産木材等の新たな需要開拓に向け、輸入木材に対抗できる強度や品質に優れた木材製品の開発支援、関係団体等と連携した首都圏の建設関係事業者等への販路拡大、全国規模の木材製品展示会への出展支援などに取り組みます。
- ・ 日本材を輸入している諸外国の木材ニーズ等について関係団体と情報共有するなど、品質・性能確かな県産木材の輸出に向けた取組を促進します。



東京オリンピック・パラリンピック
競技大会選手村施設



全国規模の木材製品展示会への出展

7 県の建築物等における県産木材等の率先利用

【基本方向⑦】

県が自ら整備する建築物等において、木造化に積極的に取り組み、県産木材等の需要喚起を進めます。

【現状】

- ・ 県や市町村等は、公共施設等での木材利用に積極的に取り組んでおり、本県の公共建築物の木造率は、令和元年度、令和2年度と全国第1位となりました。
- ・ 令和4年2月に、知事を本部長とする「いわて県産木材等利用推進本部」を設置し、県の公共施設・公共工事における率先した県産木材の利用に、全庁を挙げて取り組んでいます。

【課題】

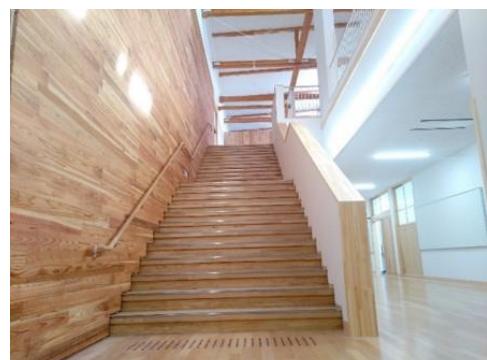
- ・ 公共施設の木造化・木質化に関する優良事例や、県産木材を使用した木製品等に関する情報を共有するなど、県産木材の利用を一層推進する必要があります。

【今後の取組】

- ・ 県の公共施設における県産木材利用の取組方針については、次のとおりとし、木材の率先利用に取り組みます。
 - ① 県が整備する低層^{※1}の公共施設の木造化率100%^{※2}を目指とする。
 - ② 県が整備する公共施設については、低層・高層に関わらず、内装木質化等に努めるなど、可能な限り木材を利用する。
- ※1 3階建て以下（高さ16m以下かつ延床面積3,000m²以下）の庁舎、2階建て以下（高さ16m以下かつ延床面積3,000m²以下）の学校、社会福祉施設、社会教育施設等
- ※2 法令などの規定により、制限があるものを除く。
- ・ いわて県産木材等利用推進本部会議の場等を通じて、県産木材等を活用した木造施設・木製品導入の優良事例や、木造建築の低コスト化に関する情報を共有するなど、部局間の連携を強化し、公共施設における木材利用を推進します。
- ・ 庁舎内で利用する備品等については、県産木材を使用した製品の導入に努めます。
- ・ 公共工事においては、環境や景観に配慮し、土木施設等の木材利用を推進します。
- ・ 木材利用による炭素貯蔵を県民に分かりやすく発信するため、主な県の公共施設に利用した木材に係る炭素貯蔵量を算定・表示する取組を進めます。



いわて県産木材等利用推進本部会議



県立福岡工業高等学校の校舎

(C L T を活用)

県産木材等の利用の促進に関する指標

指標 1 素材需要量^{※1}

(千m³)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
1,204	1,249	1,280	1,313	1,348

※1 1年間に県内の製材工場、合板工場、チップ工場等の木材加工施設で利用される素材（原木）の材積

指標 2 素材需要量に対する県産木材の比率

(%)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
82.9	83.2	83.4	83.6	83.8

指標 3 岩手県の公共施設・公共工事における木材利用量 (m³)

項目	R 5～R 8
公共施設整備	2,000
公共工事	5,500
合 計	7,500

指標 4 岩手県「木づかい宣言」事業者登録数（累計）（事業者）

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
6	30	40	50	60

指標 5 チップの利用量^{※2}

(絶乾トン^{※3})

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
243,110	230,650	230,790	230,930	231,070

※2 热利用及び発電利用に係る木質チップの量

※3 水分を全く含まない状態での重量

II 県産木材等の適切な供給の確保に関する施策

1 森林資源の循環利用を図るための森林の整備促進

【基本方向⑧】

森林資源の循環利用につながる、再造林や間伐などを計画的に行い、適切な森林の整備を進めます。

【現状】

- 令和3年度の造林面積は1,103ha（前年比111%）で、うち再造林面積は993ha（前年比113%）となっており、近年増加しています。
- 本県では、「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」に基づき、令和3年度から令和12年度までの10年間に120,000haの間伐実施を目標に取り組んでおり、令和3年度の間伐面積は4,228ha（前年比100%）となっています。
- 令和3年度の間伐材利用量は79,225m³（前年比116%）で、間伐材利用率は42.5%（前年比101%）となっています。

【課題】

- 将来にわたり、森林資源の循環利用や森林の有する公益的機能を発揮させるため、伐採跡地への植栽を促進していく必要があります。
- 間伐作業の効率化や低コスト化を図るため、森林施業の集約化や路網の整備などに取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 森林経営計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用の支援により、森林施業の集約化、再造林や間伐等の計画的な森林整備を促進します。
- 伐採から再造林までの「一貫作業」や「低密度植栽」などにより、コスト低減や省力化を図り、再造林を促進するとともに、林業関係団体が設立した「岩手県森林再生機構」と連携し、低コスト再造林の取組を支援します。



間伐が実施されたスギ林



再造林されたカラマツ林

2 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備や森林施業の効率化の促進

【基本方向⑨】

林道・森林作業道等の整備、木材を効率的に生産する高性能林業機械の導入などの生産基盤の整備や、分散している小規模森林の施業を集約して生産性や効率性の向上に向けた取組を進めます。

【現状】

- ・ 県では、森林整備や木材生産の効率化を高めるため、令和3年度までに、林道を4,563 km整備したほか、森林作業道 7,430 kmの開設を支援しました。
- ・ 森林の経営管理の主体となる「岩手県意欲と能力のある林業経営体」を選定・公表（令和4年3月末時点：89 経営体）しました。
- ・ スマート林業を推進するため、ドローンや自走式下刈機等の導入を支援するとともに、森林G I Sなどデジタル技術の活用方法を普及・指導できる人材を育成しました。

【課題】

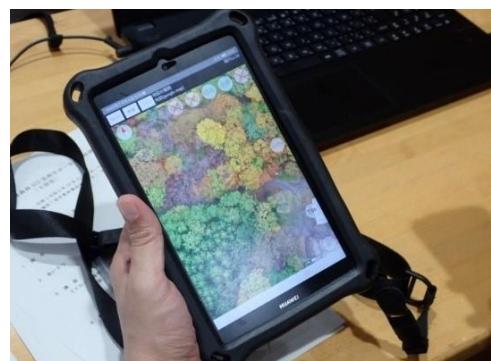
- ・ 林道や森林作業道の開設により路網整備を更に進め、施業の集約化と併せ、高性能林業機械と路網の組合せによる低コスト作業システムを確立し、林業の低コスト化を図る必要があります。
- ・ 森林作業道の開設に当たっては、植栽や間伐などの保育から主伐までの施業に使用可能な、簡易で丈夫な作業道づくりを普及していく必要があります。
- ・ 地域の森林経営管理の主体となる「岩手県意欲と能力のある林業経営体」の経営力・技術力の向上を促進する必要があります。
- ・ 森林管理や施業の効率化に向け、引き続きスマート林業を推進する必要があります。

【今後の取組】

- ・ 市町村が設定する、路網整備や施業集約化を推進する区域において重点的に林道等の整備を推進するとともに、市町村が行う林道の維持修繕を促進します。
- ・ 現地検討会の開催や森林作業道作設オペレーター研修を通じて、作設技術の向上を図り、環境に配慮した丈夫で簡易な森林作業道の普及を図ります。
- ・ 森林経営計画の作成など施業集約化の取組を支援することにより、効率的な森林整備を促進します。
- ・ 森林クラウドシステムの運用やデジタル技術を森林の管理や施業に活用できる人材の育成など、スマート林業の推進に取り組みます。



素材の搬出に利用される林道



デジタル技術を活用した森林管理

3 県産木材等の流通及び加工の体制整備の促進

【基本方向⑩】

市場の多様なニーズに応じた高い競争力を備えた県産木材等を円滑に供給するための流通・加工体制の整備を進めます。

【現状】

- ・ 県内の素材生産業者や製材業者は、国産材の需要の高まりを受け、県産木材の供給拡大に取り組んでおり、県では、国庫補助事業を活用し、高性能林業機械等の導入や、生産性の高い木材加工・流通施設の整備を支援しています。
- ・ ウッドショック等を契機として、工務店等において、輸入材から国産材に切り替える動きがありますが、木材の供給は、原木の伐採から製材品の供給までに数か月の期間を要するなど、急な増産には即応しにくい状況にあります。

【課題】

- ・ 県内の木材加工事業体が品質の確かな木材製品を安定的に生産・供給できるよう、県産木材等の安定供給体制の整備を進める必要があります。
- ・ 木材需要の急激な変化に、柔軟かつ機動的に対応できる木材の供給体制の構築が必要です。

【今後の取組】

- ・ 高性能林業機械等の導入や、木材加工・流通施設の整備への支援により、県産木材等の安定供給体制の整備に向けた取組を推進します。
- ・ 木材需給情報の共有による流通の効率化や、素材生産事業者や木材加工事業者、工務店など関係者の合意形成を通じた生産者と需要者のマッチング支援などにより、県産木材のサプライチェーンの構築を促進します。



高性能林業機械（ハーベスター）



木材の需給情報を共有する仕組みづくり
に向けた検討会議

県産木材等の適切な供給の確保に関する指標

指標 1 素材生産量^{※1} (千m³)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
1,431	1,482	1,496	1,511	1,526

※1 1年間に県内の森林（国有林及び民有林）から生産される素材（原木）の材積

指標 2 間伐材利用率^{※2} (%)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
42.5	43.3	43.8	44.3	44.8

※2 民有林における間伐材の利用率

指標 3 再造林面積^{※3} (ha)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
993	1,050	1,100	1,150	1,200

※3 民有林における再造林の面積

指標 4 林道整備延長^{※4} (累計) (km)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
4,563	4,578	4,588	4,598	4,608

※4 民有林における林道整備の延長

III 人材の確保・育成、普及啓発等に関する施策

1 林業及び木材産業を担う人材の確保・育成

【基本方向⑪】

林業及び木材産業の振興に資する、高い技術力を有する伐採や路網開設等の現場技能者等の幅広い人材育成の取組を進めます。

【現状】

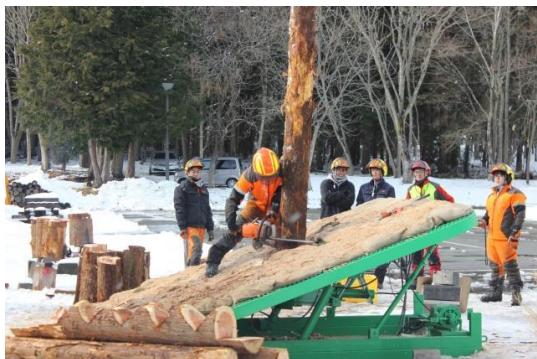
- 令和2年（2020年）の林業従事者数は1,741人と減少傾向が続く中、林業経営の効率化や生産性の向上、「いわて林業アカデミー」の運営等の取組により、意欲と能力のある林業経営体の育成や新規就業者の確保が着実に進んでいます。
- 住宅のほか、非住宅分野での木造化等により、木材を利用する建築事業者等が求められる建築部材は多様化するとともに、品質・性能確かな木材製品の供給が求められています。

【課題】

- 木材の安定供給や確実な再造林に対応していくため、地域の森林経営管理の主体となる林業経営体の経営力・技術力の向上や新規林業就業者の確保・育成に取り組む必要があります。
- 木材を利用する建築事業者等のニーズに対応した県産木材製品の安定的な供給に向け、多様な木材製品を加工する事業体の技術者を育成する必要があります。

【今後の取組】

- 意欲と能力のある林業経営体等の育成に向け、高性能林業機械を活用した作業技術の普及や経営セミナーの開催等により、経営力・技術力の向上を促進します。
- 「いわて林業アカデミー」等により、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者の育成に取り組みます。また、林業就業希望者の裾野拡大に向け、里山整備に自ら取り組む個人や組織等を対象に林業への参入を促すなど、多様な担い手の確保に取り組みます。
- 岩手県林業技術センターによる技術指導等を通じて、建築事業者等のニーズに対応できる木材加工の技術者の育成に取り組みます。



いわて林業アカデミーでの研修



安全な伐木技術の普及に関する研修

2 県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等の確保・育成

【基本方向⑫】

中大規模建築物の木造化・木質化に携わる設計者や建築関係事業者など設計・施工に携わる関係者を対象に、県産木材等に係る知識の習得、木造建築技術の継承・向上、人材の育成等の取組を進めます。

【現状】

- ・ 県では、令和元年度から、中大規模建築物の木造化に携わる建築士等を対象とした木造設計技術の向上のための研修会を開催しており、受講者に対するアンケートでは、約9割の受講者が「今後、建築物の木造化・木質化に取り組みたい」と回答するなど、県内における中大規模建築物の木造化に携わる建築士等の確保・育成は着実に進んでいます。
- ・ 市町村等に木造建築アドバイザーを派遣し、公共施設等に県産木材を活用する場合の発注方法等の助言を行っています。

【課題】

- ・ 建築士や市町村職員等が、木造建築や内装の木質化等に関する最新の知識・技術を学ぶ機会を創出し、木造建築設計に携わる技術者の確保・育成に取り組む必要があります。

【今後の取組】

- ・ 中大規模建築物の木造化・木質化に携わる建築士等のニーズを把握しながら、建築関係団体と連携し、内装デザイン等を含む木材利用に関する知識・技術の習得や、木造建築技術の継承・向上に向けた研修会の実施に取り組みます。
- ・ 木造建築アドバイザーによる技術指導を通じて、市町村等の木造建築技術の向上に取り組みます。



建築士等を対象とした研修会



県内の木造施設での現地研修会

3 県産木材等に関する情報の発信など県産木材等の利用の促進に関する普及啓発

【基本方向⑬】

木材の良さや木の文化を気軽に学べる機会の創出や県産木材等の良さを知ってもらうための情報の発信など普及啓発を進めます。

【現状】

- ・ 県や関係団体等が連携し、県民や企業等が「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの行動に取り組む「いわて木づかい運動」を展開しており、10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に、県内各地域で木材利用に関するイベント等が開催されています。
- ・ 県や関係団体等が連携し、県産木材を利用した住宅の事例等を情報発信するポータルサイト「いわて木の家ナビ」の運営等を通じて、県産木材等の利用促進に向けた普及啓発に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に、県民が木に親しみ、木にふれる機会の創出に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ・ 県民や企業等が、日常生活や事業活動に木材を取り入れていくよう、家具・食器など木製品を製作する事業者との連携を図り、県産木材の良さや利用の意義等を情報発信する必要があります。

【今後の取組】

- ・ 県と関係団体等が連携して、「いわて木づかい運動」を積極的に展開し、10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に、漆器をはじめ暮らしの中で使用する木製品の展示や木工教室の開催等により、県産木材等の利用促進に向けた普及啓発に取り組みます。
- ・ SNSやホームページ等を活用し、多様な県産木材の魅力や、県産木材等を利用した住宅・商業施設の事例、木材利用の意義・効果、木材利用促進に関するイベントの情報等を積極的に発信します。
- ・ 県民に身近な木製品を製作する事業者との取組事例の共有や意見交換等を通じて、県民が日常生活に木を取り入れていくよう、情報発信の強化に取り組みます。



いわて木づかいフェスタでの木工教室



イベント等における木製品の展示

4 児童又は生徒の森林、林業及び県産木材等についての理解醸成の促進

【基本方向⑭】

児童又は生徒を対象に、森林や林業への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ普及啓発を進めます。

【現状】

- ・ 県内のN P O 法人や市町村等が、「いわての森林づくり県民税」を活用し、児童・生徒等を対象に、森林・林業について学ぶ機会を提供しています。
- ・ 県内の教育施設や森林公園等において、県産木材を活用したイス・テーブル等の木製品や木製遊具等の導入が進んでおり、児童・生徒が木材の良さにふれる機会が増えています。

【課題】

- ・ 次代を担う児童・生徒が森林や林業について学ぶことを通じて、木材利用の意義を正しく理解するための取組を継続して行う必要があります。

【今後の取組】

- ・ 児童・生徒などを対象とした森林環境学習会の開催や、森林環境学習の指導者のスキルアップを図る研修会の開催、地域の森づくり活動への支援など、森林・林業に対する理解醸成に取り組みます。
- ・ 県内の教育施設や森林公園等において、児童・生徒に対し、県産木材に触れる機会を提供し、木材の良さや利用の意義等の普及啓発に取り組みます。



森林や林業への理解を深める活動



森林公園に設置した木育スペース

5 県産木材等利用推進月間の設定

【基本方向⑯】

県民に広く県産木材等についての関心と理解を深め、利用への意欲の向上を図るために、県産木材等利用推進月間を10月と定め、県産木材等の利用促進につながるイベント等を開催していきます。

【現状】

- 漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」になることから、国では、10月8日を「木材利用促進の日」、毎年10月を「木材利用促進月間」として法定化とともに、全国各地で木材利用の推進に向けた取組が行われています。
- 本県においても、県や林業・木材関係団体等が連携して、「いわて木づかい運動」を開催しており、10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に、県内各地域で木材利用促進に関するイベントが行われています。

【課題】

- 県産木材等への関心と理解を一層深めるため、10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に県産木材の利用促進につながる取組を更に強化する必要があります。
- 10月の「県産木材等利用推進月間」について、引き続き県民に周知を図っていく必要があります。

【今後の取組】

- 県と関係団体等が連携して、「いわて木づかい運動」を積極的に展開し、10月の「県産木材等利用推進月間」を中心に、漆器をはじめ暮らしの中で使用する木製品の展示や木工教室の開催等により、県産木材等の利用促進に向けた普及啓発に取り組みます。
(再掲)
- 県産木材等の利用促進に関するイベントの開催や様々な広報媒体を通じて、10月の「県産木材等利用推進月間」について、広く県民に周知します。



木製品の展示会



木工教室

人材の確保・育成、普及啓発等に関する指標

指標1 意欲と能力のある林業経営体数 (経営体)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
89	94	96	98	100

指標2 「いわて林業アカデミー」の修了生数（累計）(人)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
81	111	126	141	156

指標3 新規林業就業者数 (人)

現状値 (R 3)	R 5	R 6	R 7	R 8
113	110	110	110	110

参考資料

用語解説

- ・ **意欲と能力のある林業経営体**

森林経営管理制度において、生産性の向上、再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善などに関する一定の基準を満たす林業経営体

- ・ **岩手型住宅**

省エネルギー性能と岩手らしさ（県産木材の活用、木質バイオマスエネルギーの活用、地域性への配慮のいずれか）を考慮して建てられた住宅

- ・ **いわて木づかいセンター**

県が登録する、民間事業者に県産木材の利用を提案する工務店、木製品製造業者等

- ・ **いわて森の棟梁**

県が登録する、県民に住宅への県産木材の利用を提案する建築士、工務店等

- ・ **岩手県「木づかい宣言」事業者**

県が登録する、県産木材の積極的な利用を宣言する民間事業者

- ・ **いわて林業アカデミー**

林業事業体経営の中核を担う現場技術者を養成するため、産学官の協力を得て行われる岩手県による研修制度

- ・ **型枠**

コンクリートなど液体状材料を固化させる際に、所定の形状になるように誘導する部材、枠組み

- ・ **公共建築物**

国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物

- ・ **高性能林業機械**

立木の伐採や素材の搬出などにおいて、従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度軽減等の面で優れた機能を持つ林業機械

- ・ **集成材**

木材の板を長さ方向に平行に組み合わせ、接着剤で貼り合わせた木材製品

- ・ **森林クラウドシステム**

県、市町村、林業経営体がそれぞれ保有する森林情報を相互に共有し、利活用することができる新たな情報共有基盤

- ・ **森林経営管理制度**

市町村が主体となって、適切に経営や管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る制度

- ・ **森林経営計画**

森林所有者などが、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業や保護について作成する5年を1期とする計画

- ・ **森林作業道**

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材、搬出のための道

- ・ **森林G I S**
森林に関するデジタル地図情報を用いて様々な分析を行うシステム
- ・ **森林認証制度**
独立した第三者機関が適切な森林経営が行われている森林を認証し、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを付けて流通させることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する仕組み
- ・ **C L T**
Cross Laminated Timber、直交集成板。木材の板を並べた後、纖維方向が直交するよう積層接着した木質系材料で、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも使用される
- ・ **J A S（日本農林規格）**
食品・農林水産品やこれらの取扱い等の方法などについての規格（J A S）を国が制定するとともに、J A Sを満たすことを証するマーク（J A Sマーク）を、当該食品・農林水産品や事業者の広告などに表示できる制度
- ・ **スマート林業**
デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代林業
- ・ **素材需要量**
県内の製材工場、合板工場、チップ工場等の木材加工施設で利用される素材（原木）の材積
- ・ **素材生産量**
県内の森林（国有林及び民有林）から生産される素材（原木）の材積
- ・ **大径材**
丸太の最も小さい直径が30cm以上の木材
- ・ **地域内エコシステム**
地域の関係者の連携の下、熱利用等により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み
- ・ **中大規模建築物**
建築基準法で定められている一定の規模以上の建築物
(木造：3階以上又は延べ面積500m²、高さ13m若しくは軒高9mを超えるもの)
- ・ **熱電併給システム**
発電の際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム
- ・ **民有林**
個人、会社等が所有する私有林及び都道府県、市町村等が所有する公有林
- ・ **木質バイオマスコーディネーター**
木質バイオマスエネルギーの利用に取り組む岩手県内の自治体や事業者へ技術的な指導等を行う、県が委嘱した専門家
- ・ **木質バイオマス利用機器**
木質ペレット、木材チップ、薪などの木質燃料を利用したストーブ及びボイラーなどの燃焼機器

- ・ **木造建築アドバイザー**
市町村等を対象として木造建築設計や県産木材調達に係る指導を行う、県が委嘱した専門家
- ・ **矢板**
床掘等の掘削工事で、掘削によってできる土壁が崩れないように押さえるための土留板（どどめいた）

岩手県農林水産部林業振興課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-5772 FAX 019-629-5779
<https://www.pref.iwate.jp/>